

## 令和 6 年度第 3 回

### 茨城県都市計画審議会議事録

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 日 時 | 令和 7 年 3 月 2 7 日（木）午後 1 時 3 0 分から     |
| 場 所 | 水戸市笠原町 9 7 8－2 5<br>茨城県開発公社ビル 4 階大会議室 |

## I 会議の日時及び場所

- 1 日時 令和 7 年 3 月 2 7 日（木）  
午後 1 時 2 8 分から午後 3 時 1 8 分まで
- 2 場所 茨城県開発公社ビル 4 階大会議室

## II 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名 別記名簿のとおり

## III 議題 別記付議案一覧のとおり

## IV 議事

- 1 議事の公開  
都計諮問第 5 号及び第 6 号並びに口頭意見陳述実施体制の整備についての公開が決定された。
- 2 議事録署名人の指名  
議長から議事録署名人として平田委員と山田委員が指名された。
- 3 議案審議  
以下のとおり

---

### 【都計諮問第 5 号 下妻都市計画道路の変更】

#### ○議長

それでは、本日の審議を始めたいと思います。

議事の（１）の都市計画諮問第 5 号につきまして、事務局から説明を願いたいと存じます。お願いいたします。

---

#### ○事務局

都市計画課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、都計諮問第 5 号、下妻都市計画道路の変更について御説明させていただきます。資料は、お手元の A 4 縦の付議案及び付議案図面のそれぞれ 1 ページとなっております。説明は、A 4 横の「都計諮問第 5 号下妻都市計画道路の変更について」という表示のスライドを印刷した資料を御用意しましたので、スクリーンと併せて御覧ください。

それでは、A 4 横の資料、2 ページを御覧ください。

付議案でございます。今回御審議いただく下妻都市計画道路の変更は、下妻市における長期未着手路線の検討結果を踏まえ、県が定める都市計画として、大園木・鎌庭線、原・田下線の 2 路線を変更するものでございます。

説明資料の 3 ページを御覧ください。

本日御説明する内容になります。

一つ目、都市計画道路見直しの背景、二つ目、下妻都市計画道路の変更の概要、三つ目、

都市計画を変更する路線の概要、四つ目、都市計画手続きの状況の順で進めてまいります。

まずは一つ目、都市計画道路見直しの背景でございます。4ページを御覧ください。

都市計画道路に関する国の動向でございます。国土交通省では、地方公共団体による都市計画道路の適時適切な見直しがさらに進むよう、平成29年7月に『都市計画道路の見直しの手引き』を策定しております。

その手引きでは、策定当時、全国の都市計画決定された幹線街路の計画延長のうち、約32パーセントが未着手路線となっていることが示されております。

また、都市計画道路は、高度経済成長期における都市の拡大を前提に決定されたものが多く、近年の社会経済情勢の変化を踏まえると、都市計画決定後、長期間が経過し、その必要性に変化が生じつつある道路もあるとされております。

このため、国土交通省では、都市計画法に関する技術的な助言として、都市計画運用指針を発出し、地方公共団体においては、都市計画道路の必要性について検証を行い、その結果を踏まえて、廃止や幅員変更など、適切な見直しを行うことを規定しております。

5ページを御覧ください。

県の取組でございます。国土交通省が策定した都市計画運用指針では、長期にわたり事業に着手されていない都市施設などの都市計画については、見直しのガイドラインを定め、必要性の検証を行うことが望ましく、また、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、変更の理由を明確にした上で見直しを行うことが望ましいとされております。

そこで、本県では、長期未着手の都市計画道路について、計画の継続、変更、廃止の方向性を判断するための考え方や手順などを示すことを目的として、平成18年3月に茨城県都市計画道路再検討指針を策定し、運用してまいりました。

6ページを御覧ください。

県内の都市計画道路の状況でございます。都市計画道路の決定状況は、令和5年3月末時点で1,026路線、約2,679キロメートルとなっており、そのうち整備済み延長が1,811キロメートル、未整備延長が868キロメートル、整備率は約67.6パーセントとなっております。

また、見直し状況につきましては、現在21の市町における見直しが完了、7市で見直し中となっております。

今般、下妻市における見直しの調整が整いましたので、本日お諮りするものでございます。

7ページを御覧ください。

二つ目、下妻都市計画道路変更の概要でございます。

8ページを御覧ください。

位置でございます。今回、都市計画を変更する下妻都市計画区域は、県の西部に位置する下妻市全域となっております。

9ページを御覧ください。

下妻市のまちづくりの方向性でございます。下妻市の道路交通を巡る環境の変化としましては、昭和53年度に策定された旧下妻市の第1次総合計画以降、平成19年度の第5次総合計画に至るまで、目標年次の推計人口は国勢調査人口より増加する想定をしております。

した。

一方で、下妻市の人口は、平成 12 年の約 4 万 6,000 人をピークに減少局面に入っております。

このような状況を踏まえて、下妻市では、平成 29 年度に策定した最新の第 6 次総合計画において、策定時点の最新の国勢調査人口約 4 万 3,000 人に対して、目標年次の令和 9 年度の推計人口を 4 万 1,000 人と減少する想定としております。

10 ページを御覧ください。

これらの状況を踏まえまして、下妻市の都市計画に関する基本的な方針である下妻市都市計画マスタープランでは、目標年次である令和 12 年の総人口を 3 万 9,000 人と、平成 27 年に比べ約 9 パーセント減少すると想定し、目指すべき都市の将来像を設定したまちづくりを推進しております。

また、交通量の見通しにつきましては、平成 22 年度の全国道路街路交通情勢調査によると、平成 22 年度に対する令和 12 年度の交通量の見通しは、約 7 パーセント減少する結果となっております。

このように、下妻市の道路交通を巡る環境は、人口や交通量が増加する見通しから減少する見通しへと変化しております。

11 ページを御覧ください。

下妻市における都市計画道路の見直し結果でございます。下妻市の都市計画道路は 23 路線あり、茨城県都市計画道路再検討指針により見直しの方向性を検討いたしました。

下妻市の未整備路線 14 路線について検討を行った結果、廃止が 7 路線、存続が 7 路線となりました。

一方で、存続となる 16 路線についても、廃止となる路線の影響により、4 路線について交差点などの変更が必要となり、合計で 11 路線について都市計画の変更を行う結果となりました。

今回御審議いただくのは、このうち、県決定の 2 路線でございます。

12 ページを御覧ください。

三つ目、都市計画を変更する路線の概要でございます。

13 ページを御覧ください。

今回御審議いただく県が定める都市計画道路は、図面下側、千代川地区に位置する道路でございます。

14 ページを御覧ください。

まず、大園木・鎌庭線でございます。大園木・鎌庭線は、スライド中央、黒の矢印で示す千代川地区を東西に横断する幅員 16 メートル、延長約 3,220 メートルの路線でございます。

市の決定路線であります青い破線の矢印で示す原・本宗道線については、関東鉄道常総線、宗道駅や旧千代川村役場を中心とした市街地の形成を支援する道路として決定されたものの、人口や交通量の将来見通し、下妻市との合併による役場機能の見直しなど、下妻市が総合的に判断し、廃止する結果となりました。

この廃止に伴い、黒破線で囲む 2 路線が交差していた箇所において、右折レーンが不要となることから、交差点の影響範囲、赤で示す区間の幅員を変更するものでございます。

併せて、車線数を2と定めるものでございます。

15 ページを御覧ください。

次に、原・田下線でございます。原・田下線は、スライド中央、黒の矢印で示す千代川地区を南北に縦断する幅員12メートル、延長約2,910メートルの路線でございます。

こちら先ほどと同様に、青い破線で示す原・本宗道線の廃止に伴い、黒破線で囲む両路線が交差していた2箇所において右折レーンが不要となることから、交差点の影響範囲、赤で示す区間の幅員を変更するものでございます。併せて、車線数を2と定めるものでございます。

16 ページを御覧ください。

ここで、今回の県が定める都市計画は、下妻市全体として検討した都市計画道路見直しの一部でございますので、参考として、同時に下妻市が定める都市計画についても御説明いたします。

まず、同じ千代川地区の市決定路線の概要を御説明いたします。先ほど御説明しました青の破線の矢印で示す原・本宗道線の廃止のほか、青い実線の矢印で示す鬼怒・鎌庭線について、県決定の大園木・鎌庭線の変更に伴い、交差部の形状を変更いたします。併せて、車線数を2と定めるものでございます。

17 ページを御覧ください。

続きまして、下妻地区の市決定路線の概要を御説明いたします。

18 ページを御覧ください。

青の破線矢印で示す大町・坂本線、仲町・大町線、小島・西町線、駅前・峯線、駅前・西町線、東部東通り線の6路線を廃止いたします。

また、スライド中央青の実線で示す駅前・田町線について、終点の位置を変更し、併せて車線数を2と定めるものでございます。

19 ページを御覧ください。

これら下妻市決定の都市計画道路の変更については、本年2月19日に市の都市計画審議会を開催し、審議した結果、原案のとおり可決となっております。

20 ページを御覧ください。

次に、都市計画を変更することによる影響の確認でございます。これまで説明しました都市計画の変更を行う一方で、引き続き必要性の高い都市計画道路16路線は存続いたします。

また、今回都市計画を廃止する路線であっても、現況の道路がなくなることはございません。その前提の下、現況の道路及び存続する都市計画道路で構成する道路網で交通量を推計したところ、大きな混雑が発生するなどの問題がないことを確認しております。

21 ページをお開きください。

四つ目、都市計画手続きの状況でございます。

22 ページを御覧ください。

今回の都市計画の変更に当たり、住民の皆様に広く意見を求めるため、都市計画法に基づき、令和6年10月に都市計画原案の閲覧期間を設けた上で、公述の申し出を受け、令和7年1月には、都市計画案の縦覧及び意見書の受付を行いました。公述の申し出や意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条の規定に基づき、下妻市に対して意見照会をしたところ、異存はない旨の回答をいただいております。

都計諮問第 5 号の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からの御意見、御質問等をお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

A 先生も、土地勘が相当あると思うでしょうけれども、特別な人口減少による大きな先の見通しの中での変更だと思いますけれども。

○A 委員

変更するのはいいですけども、既存の道路があるわけですから、その整備はしっかりやっていかなければいけないのが基本にあると思います。

市会議員としては、これ何で早くしないのといって、できないなら廃止するなりしてやったらいいでしょうと。やっとな今ですから。その間に整備も何もしないでしょう。これが人口減少になって、またやらなかったらどうするのかと、また同じ繰り返しになる。市に任せるばかりでなくて、県もしっかりと関与して整備してもらえばいいのではないかと。

○議長

ありがとうございます。いかがでしょうか。県のほうとしても、市とこれからもよく打ち合わせしてもらって、今、先生がおっしゃった形のことで、関係をしっかり持ちながら執行、指導していただくというところだと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。特に御意見ないようでしたら、都計諮問の第 5 号については、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。御異議なしと認めさせていただきます。都計諮問の第 5 号については、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

---

【都計諮問第 6 号 小美玉市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する  
都市計画上の支障の有無について】

○議長

では続きまして、都計諮問の第 6 号につきまして、事務局から説明をお願いします。

-----  
○事務局

建築指導課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、都計諮問第 6 号、小美玉市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について御説明させていただきます。説明資料をスクリーンに映して御説明いたします。

御説明の流れですが、まずは1番の許可制度の概要として、許可の必要性や御審議いただく内容を御説明いたします。次に、2の許可の基準を御説明した上で、3の計画概要が許可基準にどのように適合していると判断したのかを御説明いたします。最後に、御審議の参考として、4の計画施設等の概要を御説明いたします。

はじめに許可制度の概要として、建築基準法51条について御説明いたします。

建築基準法51条においては、廃棄物処理施設などは、都市計画において敷地の位置が決定しているもの以外、原則建築できないと規定されております。

本案件につきましては、都市計画において敷地の位置が決定されておられませんので、同条ただし書きの規定により、特定行政庁の許可が必要となるものです。

許可に当たりましては、都市計画審議会の議を経る必要がありますことから、本審議会にお諮りして、本案件の敷地の位置が都市計画上支障がないものであるかを御審議いただくものとなります。

続いて、廃棄物処理施設を許可する場合の県の許可の基準について御説明いたします。敷地の位置が都市計画上支障がないことの判断の基準として、二つの観点で審査をしております。

まず一つ目は、表上段の敷地の位置になります。具体的な基準は、敷地が属する地域によって変わります。敷地が工業専用地域や工業知識といった工業系の用途地域内の場合は、敷地が工業系用途地域以外の用途地域に近接していないことを要件としております。

敷地が工業系用途地域以外の場合、例えば市街化調整区域などの場合は、これらに加えて、敷地の周辺に住宅、学校、病院等がなく、周辺の土地利用の状況から市街地的な土地利用が想定ないことを要件としております。

なお、表の※印の部分になりますが、いずれの場合も、処理施設の種類、または地形、地物等から見て影響が少ないと判断される場合には、適用しないことができることとしております。

二つ目は、表下段の都市計画マスタープラン等との整合として、都市計画マスタープランに定める土地利用計画上支障がないこと、都市計画施設の位置や市街地開発事業との整合性が図られていること、加えて、そうした事項について、市町村長から支障のないことの意見が付されていることを要件としております。

次に、計画概要と許可基準との関係についてです。

まず、許可申請の背景を御説明させていただきます。

許可申請者は、株式会社沼田機業、代表取締役、沼田直でございます。

申請者の沼田機業は、小美玉市川戸地内において、過去に建築基準法51条ただし書きの許可を受けて、伐採木等の木くずを破砕機でチップ化し、バイオマス発電用燃料や堆肥原料等に再生する事業を既に行っております。再生事業自体は順調に進捗しておりますが、近年増加する取引先からの処理依頼に適切に対応すること、耐用年数を迎える破砕機を事業を継続しながら更新できる体制を整備することが喫緊の課題となっている状況です。

こうしたことから、新たに破砕機等の設置が必要な状況にあります。現在の許可を受けた事業地内には、その余地がないことから、施設の一体的な管理が比較的容易である近隣の申請地において、既存施設と同様の処理施設を計画するものでございます。

次に、廃棄物処理施設の概要でございます。今回は、新たに処理施設を建設し、破砕機

1 基を新設するものになります。破砕機は、一般廃棄物である剪定枝や刈草、産業廃棄物である木くずのいずれを破砕する場合でも、1 日当たり 290.48 トンの処理ができる能力を有するものとなっております。いずれの破砕をする場合でも 5 トンまでは許可不要となりますが、この規定値を超えるため、許可が必要となるものでございます。

次に、都市計画図により位置を御説明いたします。画面の上が北でございます。画面の中央やや左側の青色で表示したところが、過去に建築基準法 51 条ただし書きの許可を取得している現在の事業地になりますが、こちらには破砕機等を増設できる余地がございません。

このため、この敷地が接する同じ市道 126 号線沿いにあります画面中央の赤色で表示した位置、以前工場が立地していた跡地になりますが、こちらを申請地として処理施設を計画するものでございます。

申請地は、非線引き都市計画区域内の用途地域の指定のない区域に指定されており、画面の中央右側にある茨城空港から西に約 2 キロメートルのところに位置してございます。

続きまして、本案件の計画と許可基準との関係について御説明いたします。許可の基準の一つ目であります敷地の位置の要件を画面左上の表に表示しております。今回の申請地は、非線引き都市計画区域内の用途地域の指定のない区域に位置しております。

このため、要件 1 として、敷地の位置が工業系用途地域以外の用途地域に近接していないことに適合する必要があると思いますが、画面右上の都市計画図のとおり、申請地に近接した用途地域の指定はございません。

次に、要件 2 として、敷地の周辺に住宅、学校、病院等がなく、周辺の土地利用の状況から市街地的な土地利用が想定されないことに適合する必要があると思いますが、画面右下の航空写真のとおり、申請地周辺の大部分は森林や農地となっております。市街地的な土地利用はされておられません。

しかし、学校や病院等はないものの、申請地近くに黄色で表示した部分になりますが、住宅が 1 軒ございます。この住宅と要件 2 との関係につきましては、住宅と申請地との間に申請者が所有する土地を緩衝地として設けていること、さらに、申請地での破砕作業は防音対策された建屋内で完結する計画としていることから、この住宅に対する影響は少ないものとして、画面左上の表の赤字の部分、ただし書きに該当するものと考えております。

以上のことから、敷地の位置の基準に適合していると判断しております。

次に、許可の基準の二つ目であります都市計画関係についてでございます。下の表になりますが、小美玉市の都市計画マスタープランでは、申請地は集落環境地区と農業振興地区に位置しており、平地林や河川、湖沼等の自然環境や農地等の豊かな田園環境の保全を図る、また、市の土地利用の基幹をなす農地については、優良な農地として、かつ貴重な自然的資源としての保全を図るとされております。

これにつきましては、今回は既存工場の跡地の活用を図るものであり、平地林や農地を新たに開発するものではなく、また、敷地の周囲に幅 6 メートルの緑地帯を設けるなど、自然環境や田園環境との調和に努めた計画としていることから、支障ないものと考えております。申請地周辺での都市計画施設や市街地開発事業との整合も支障はなく、小美玉市からは都市計画上支障はない旨の意見書が提出されております。

これらのことから、都市計画マスタープラン等との整合が図られており、小美玉市の意

見も支障ないため、都市計画上支障がないと判断しております。以上、県の許可の基準に適合しており、許可相当と判断しております。

ここまでが、許可相当と判断した理由の御説明になりますが、次のスライドから御参考として、計画施設等の概要を御説明いたします。

本案件の配置計画についてです。画面の左が北になります。赤線が敷地の範囲で、敷地は1万4,519.43平方メートルでございます。敷地外周の青い破線部分には、高さ1.8メートルのネットフェンスや門などを設置するとともに、幅6メートルの緑地帯を設ける計画としております。敷地は北側で幅員10メートル以上の市道126号線に接しております。

ピンク色の表示が計画建物になります。木くず破碎工場は、鉄骨造平屋建て、延べ面積は2,903.85平方メートルを予定しております。そのほかに製品保管場や事務所があり、合計の延べ面積は4,347.69平方メートルとなります。繰り返しになりますが、破碎作業は、防音対策された木くず破碎工場の建屋の中で完結する計画としてございます。

周辺交通への影響についてです。処理施設の搬入搬出車両が出入りする時間は、午前8時から午後5時までとなっております。同じ時間帯の市道126号線の交通量は993台という結果となっております。本施設の搬入搬出車両数を破碎機の最大処理能力相当で試算しますと、1日当たり往復で52台となります。

最後に、生活環境影響調査の結果についてです。調査項目は、騒音、振動、大気質、水質、悪臭の5項目でございます。全ての項目で、予想値が評価基準以下であることが確認されております。

都計諮問第6号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問等をお受けしたいと思います。何かお気づきの点ございますでしょうか。

B先生、お願いします。

○B委員

御説明ありがとうございました。基本的にはよろしいかなと思っておりますが、1点だけ気になるのが、緩衝地を設けることで住宅への影響を抑えるという御説明だったのですが、その緩衝地が今回の対象となる開発の外になっていて、所有は同じ方ということで、当面は守られると思うのですが、永続的にここが緩衝地として機能するかという点が、敷地の中に入っていないので、どうやって担保できるのかという点がちょっと気になっております。何らかの形で条件をつけたりとか、どこかにこのことがきちんと記録されるような工夫をされているようであれば、その辺教えてください。

○議長

では、お願いします。

○事務局

緩衝地についてですが、御説明しましたとおり、申請者の所有地となっております。将来的にも緩衝地とすることにつきましては許可申請書の添付書類で確認してございます。

また、許可の土地の外になってしまっているという部分ですが、今回の緩衝地につきましては、事業地と住宅地が直接接しないように、事業地から除いて緩衝地とすることで、

一定の距離を確保するという大きな目的としたものになります。御質問のとおり、例えば緩衝地を申請地に含めた上で、空地として確保するといった手法も考えられるところではございますが、一定の距離を確保することを目的としておりますので、今回は、事業地から除外するという選択をしております。

○B 委員

ありがとうございます。含めてしまうと、むしろ隣接してしまうのでということで、了解しました。

ただ、緩衝地そのものの土地には、そういう条件の土地ですということを書きようがない部分があるので、引き続き気をつけて見ておいていただければと思います。

○議長

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

C 先生、お願いします。

○C 委員

私も1点、気になったことがあったので、お聞きしたいと思います。防火対策というところで出たのですが、木くずとかでも、もちろんそういった火災が発生した場合で、防火用の水槽だったりとかというのは、図面では見当たらなかったのですが、近くに川が流れているようなので、その川とかというのも、どのくらいの広さで、そういった対応に使えるものなのでしょうか。

○議長

これはお答えできますか。

○事務局

御質問いただいたとおり、敷地沿いに川が流れております。

ただ、敷地の中に防火水槽をつける計画もしておりまして、図面には表示していなかったのですが、そういったことで防火対策をしております。

○議長

防火水槽があるということですね。

○事務局

はい。

○C 委員

ありがとうございました。

○議長

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に他に御質問、御意見ないようでしたら、都計諮問第6号につきましては、皆さんにお諮りいたします。支障なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。異議なしといただきましたので、都計諮問の第6号については、支障なしといたします。

---

○議長

以上で、議題の（１）についての審議は終了といたします。

都計諮問の第５号については原案のとおり可決、６号については支障なしとし、本日付をもって知事に答申いたします。

---

【都市計画審議会における口頭意見陳述実施体制の整備について】

○議長

続きまして、都市計画審議会における口頭意見陳述実施体制の整備についてをお諮りいたします。事務局から説明をお願いいたします。  
す。お願いいたします。

---

○事務局

都市計画課でございます。

都市計画審議会における口頭意見陳述実施体制の整備について御説明いたします。Ａ４横の資料で御説明をいたします。

口頭意見陳述につきましては、近年実施がなかったことから、審議会として特段、実施の体制について定めていなかったところでございます。口頭意見陳述を実施することになった場合に、都市計画審議会において意見書を円滑に審議するため、本日お諮りするものでございます。

２ページを御覧ください。

都市計画審議会に付議される案件のうち、土地区画整理事業に係る意見書につきましては、申立てに応じて都市計画審議会が口頭意見陳述の機会を与える手続きが法律に定められてございます。

こちらが土地区画整理法における口頭意見陳述の位置付けでございます。県や市町村が土地区画整理事業の事業計画を定めようとする場合、土地区画整理法に基づき事業計画案の縦覧を行います。事業計画案に対しまして、利害関係者は意見書を提出することができます。

意見書の提出者から申し立てがあった場合には、都市計画審議会は、行政不服審査法の規定を準用しまして、意見書の内容について、その申立者に口頭意見陳述の機会を与えることとなってございます。

都市計画審議会では、口頭意見陳述の結果を踏まえて意見書を御審議いただき、その意見の採択、不採択を議決いただくこととなります。

３ページを御覧ください。

本件の目的と内容でございます。お諮りする目的としましては、土地区画整理法に基づく意見書の審査において、意見書の提出者から申し立てがあった場合に、都市計画審議会として口頭意見陳述を円滑に実施できるよう、体制を整備するものでございます。

本日お諮りする内容は、口頭意見陳述実施小委員会の設置・運営要綱の策定、口頭意見

陳述実施要領の策定の２点でございます。これらにより、小委員会を設置し、口頭意見陳述を実施する体制としたいと考えてございます。

４ページを御覧ください。

小委員会の概要でございます。小委員会の委員及び委員長は、口頭意見陳述の都度、案件に応じ審議会会長に御指名いただくことを考えてございます。小委員会の出席者は、小委員会委員、口頭意見陳述の申立者、事業計画の所管課でございます。口頭意見陳述の結果は、小委員会委員長が審議会に報告いたします。今回お諮りする形で、小委員会において口頭意見陳述を実施する体制とすることで、都市計画審議会におかれましては、円滑に意見書を御審議いただけるものと考えてございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございます。

それでは、皆さん御意見、御質問をお願いしたいと思います。

今までなかったのかと思えば、それはそれなのですけれども。

どうぞ、D先生、お願いします。

○D委員

私もあまり法律上の知見がよく分かっていないので、教えていただきたいのですが。意見を陳述されるときに聞いているメンバーと、その後ろの意見の採択、不採択を議決するときのメンバーというのは、必ずしも一緒になくてよいという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

口頭意見陳述を実施するのは都市計画審議会になってございまして、そのメンバーについて、必ずしも一緒になければいけないという定めはございません。

○D委員

都市計画審議会そのものである必要はないという御説明に、これを見ると、そのように、都市計画審議会のメンバーの一部の人だけで口頭陳述を受ける、それはイコール都市計画審議会という組織全体が受けるという、そういう形になるという理解なのでしょうか。

○事務局

私のほうから補足させていただきます。要するに都市計画審議会そのもので受けていただくのが筋でございますが、ただ、ここで全体の話をしてしまうと、なかなか議論がまとまらないということもございますので、今回このように要綱で、小委員会という形で都市計画審議会の下に位置づけさせていただいて、そこで口頭意見陳述をしていただき、その結果を都市計画審議会に報告するという形で進めさせていただいて、効率的に行えればということで、今回提案させていただいております。

○D委員

提案の御趣旨了解いたしました。ありがとうございました。

○議長

ほかに何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見ないようですので、議題の（２）については、原案どおり可決ということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めさせていただきます。議案の（２）については、原案どおり可決といたします。ありがとうございました。

それでは、本日の議事審議につきましては、以上でございます。

# 令和6年度第3回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

| 組 織                                  | 職 名                      | 氏 名     | 出 欠                               |
|--------------------------------------|--------------------------|---------|-----------------------------------|
| 学<br>識<br>経<br>験<br>の<br>あ<br>る<br>者 | 弁護士                      | 田 中 美 和 | 欠席                                |
|                                      | 茨城大学大学院教授                | 平 田 輝 満 | 出席                                |
|                                      | 筑波大学准教授                  | 藤 井 さやか | 出席                                |
|                                      | 茨城大学大学院名誉教授              | 山 田 稔   | 出席                                |
|                                      | 一級建築士                    | 濱 中 本 子 | 出席                                |
|                                      | いばらき農業委員会<br>女性協議会副会長    | 赤 城 美 子 | 出席                                |
|                                      | 茨城県商工会議所連合会<br>副会長       | 中 川 喜久治 | 出席                                |
|                                      | 茨城県バス協会会長                | 任 田 正 史 | 出席                                |
|                                      | NPO法人日本防災士会<br>会員        | 益 子 さや子 | 出席                                |
|                                      | 国立環境研究所社会シス<br>テム領域主幹研究員 | 金 森 有 子 | 欠席                                |
| 市町村長を<br>代表する者                       | 守谷市長                     | 松 丸 修 久 | 出席                                |
| 県<br>議<br>会<br>の<br>議<br>員           | 茨城県議会議員                  | 飯 塚 秋 男 | 出席                                |
|                                      | 茨城県議会議員                  | 細 谷 典 幸 | 欠席                                |
|                                      | 茨城県議会議員                  | 田 山 東 湖 | 欠席                                |
|                                      | 茨城県議会議員                  | 川 津 隆   | 出席                                |
|                                      | 茨城県議会議員                  | 石 井 邦 一 | 出席                                |
| 市町村の議<br>会の議長を<br>代表する者              | 水戸市議会議長                  | 大 津 亮 一 | 欠席                                |
| 関係行政機<br>関の職員                        | 関東農政局長                   | 安 東 隆   | 出席(代理 農村振興部農村計画<br>課長 野中 泰史)      |
|                                      | 関東地方整備局長                 | 岩 崎 福 久 | 出席(代理:常陸河川国道事務所<br>工事品質管理官 阿部 勇一) |

|         |        |
|---------|--------|
| 出席 14 名 | } 19 名 |
| 欠席 5 名  |        |

令和 6 年度第 3 回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

| 諮問<br>番号 | 題<br>名                                                                 | 決定<br>機関    | 計 画 内 容                                                                                           |
|----------|------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5        | 下妻都市計画<br>道路の変更                                                        | 茨城県         | 3・4・20 号大園木・鎌庭線ほか 1 路線の変更（下妻市）                                                                    |
| 6        | 小美玉市市における廃<br>棄物処理施設の敷地の<br>位置に関する都市計画<br>上の支障の有無につい<br>て(建築基準法第 51 条) | 特定行政庁<br>知事 | 小美玉市川戸地内<br>一般廃棄物処理施設(新設)<br>破砕(剪定枝・刈草) 処理能力:290.48t/日<br>産業廃棄物処理施設(新設)<br>破砕(木くず) 処理能力:290.48t/日 |
|          | 都市計画審議会におけ<br>る口頭意見陳述実施体<br>制の整備について                                   | —           | —                                                                                                 |
|          | 諮問 2 件<br>その他 1 件                                                      |             |                                                                                                   |